

平成23年度

福島町議会定例会

12月会議議案

福島町

平成23年度福島町議会定例会12月会議議案目次

番号	件名	頁
26	福島町ふるさと暮らし応援条例の制定について	1
27	福島町農林水産業担い手支援条例の制定について	5
28	福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例の制定について	9
29	福島町課設置条例の全部改正について	11
30	福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について	15
31	福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例について	19
32	福島町総合開発審議会条例等の一部改正について	21
33	職員の給与に関する条例の一部改正について	23
34	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	29
35	第4次福島町総合開発計画の変更について	33
36	福島町まちづくり行財政推進プランの変更について	35
37	平成23年度福島町一般会計補正予算(第8号)	37



議案第26号

福島町ふるさと暮らし応援条例の制定について

福島町ふるさと暮らし応援条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

福島町ふるさと暮らし応援条例

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと福島町での暮らしを応援することで若者等の移住や定住を促進するとともに、地域の宝である子ども子育てを支援することにより、活力と魅力のある地域の再生に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 福島町に生活の根拠を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）による住民登録を行うことをいう。
- (2) 住宅 玄関、居間、台所、便所、風呂場等を有する建物で、自己名義において、自己が居住する居宅をいう。
- (3) 町内建築業者 町内に本店又は営業所を有する法人又は町内に主たる事業所を有する個人をいう。
- (4) 町外建築業者 町外に本店又は営業所を有する法人又は町外に主たる事業所を有する個人をいう。
- (5) Iターン者 町外出身者が定住をする目的で、本町に住民登録を行った者をいう。ただし、転入形態が事務所等の人事異動とみなされるもの又は研修により異動するものを除く（第6号及び第7号においても同様とする。）。
- (6) Uターン者 町民であった者が、町外に転出後に定住を目的として、再び町に住民登録を行った者をいう。
- (7) Jターン者 地方で生まれ育った町外出身者が都市で働き、その後に定住する目的で本町に住民登録を行った者をいう。
- (8) 町内商品券 ふくしま商品券協同組合が発行する商品券をいう。

(事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福島町出産祝金交付事業
- (2) 福島町定住促進住宅等奨励事業  
(受給資格者)

第4条 前条に掲げる事業の奨励金等(以下「奨励金等」という。)の受給資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 福島町出産祝金交付事業の奨励金等の受給資格を有する者は、次の各項目に該当する者
  - ア 町内に居住し、かつ、住民登録されている者で、町に出生届を提出し、新生児を養育しているもの
  - イ 出産後も引き続き町内に定住をする旨の誓約をしたもの
- (2) 福島町定住促進住宅等奨励事業の奨励金等の受給資格を有する者は、次のいずれかに該当する者

ア 町内に居住し、かつ本町に住民登録を行っている者で、アパートや公営住宅等に入居している者又は親と同居している者で、現に住宅を所有していないで新たに延べ床面積66平方メートル以上の住宅を新築又は中古住宅等を購入したもの

イ Iターン者、Uターン者又はJターン者で、町内に自らが定住する目的で住宅を新築又は中古住宅等を購入したもの

2 前項の受給資格者が転出などの理由により、福島町に住所を有しなくなったときは、その時点で受給資格を取り消すものとする。

(奨励金等の額)

第5条 奨励金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 福島町出産祝金交付事業においては、次のいずれかの額
  - ア 第1子の場合 5万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
  - イ 第2子の場合 20万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
  - ウ 第3子以上の場合 100万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)ただし、交付方法は3年の分割とし、第1回目を50万円、第2回目を30万円、第3回目を20万円とする。
- (2) 福島町定住促進住宅等奨励事業においては、次のいずれかの額
  - ア 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 50万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)
  - イ 町内建築業者の請負金額及び住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が1,000万円以上の場合 100万円(町内商品券での支給割合を30%とする。)
  - ウ 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額(土地の取得費用を含む。)が500万円以上1,000万円未満の場合 25万円(うち町内商品券での支給割合を30%とする。)

エ 町外建築業者の請負金額及び町外所有者からの住宅の購入金額（土地の取得費用を含む。）が1,000万円以上の場合 50万円（うち町内商品券での支給割合を30%とする。）

（交付申請及び時期）

第6条 奨励金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請時期は、次の各号に定めるところによるものとする。なお、その申請期限は、奨励金等の受給資格が満たされてから1年以内に行わなければならない。

（1）出産祝金 出産の日から1月を経過した日以降

（2）定住促進住宅等奨励金 住宅の完成又は取得が完了した日

（奨励金等の交付）

第7条 町長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定の上、申請者に通知しなければならない。

（交付時期）

第8条 奨励金等の交付時期は、次のとおりとする。

（1）福島町出産祝金交付事業においては、次のとおりとする。

ア 第1子及び第2子は、交付決定の日から30日以内に交付する。

イ 第3子以上は、3年に分けて交付するものとする。その時期は、第1回目を第1子及び第2子と同様とし、第2回目を満1歳、第3回目を満2歳のそれぞれ誕生日を迎えた月に交付する。

（2）福島町定住促進住宅等奨励事業においては、次のとおりとする。

ア 交付決定の日から30日以内に交付する。

（奨励金等の交付の制限）

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金等を交付しないものとする。

（1）本町の町税、使用料等を滞納しているとき。

（2）申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。

（3）交付決定通知後に受給資格を喪失したとき。

（4）その他町長が適当でないとしたとき。

（奨励金等の返還）

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（1）虚偽その他不正な方法により受け取ったと認めるとき

（2）住宅等を新築した者が、奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、若しくは賃貸契約を締結し、又は世帯の全員が町外へ転出したとき

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第27号

福島町農林水産業担い手支援条例の制定について

福島町農林水産業担い手支援条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

福島町農林水産業担い手支援条例

(目的)

第1条 この条例は、町における農林水産業の担い手の育成及び確保を図るため、新規就業者等を支援することにより、農林水産業の振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業資格 福島吉岡漁業協同組合の組合員の資格をいう。
- (2) 農業経営 農地を取得し、又は農地の使用権を有している者が、農業を営んでいることをいう。
- (3) Iターン者 町外出身者が定住をする目的で、本町に住民登録を行った者をいう。ただし、転入形態が事務所等の人事異動とみなされるもの又は研修により異動するものを除く(第4号及び第5号においても同様とする。)
- (4) Uターン者 町民であった者が、町外に転出後に定住を目的として、再び町に住民登録を行った者をいう。
- (5) Jターン者 地方で生まれ育った町外出身者が都市で働き、その後に定住する目的で町に住民登録を行った者をいう。

(事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水産業担い手支援事業
- (2) 農林業担い手養成事業

(受給資格者)

第4条 奨励金等(以下「奨励金等」という。)の受給資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 水産業担い手支援事業の奨励金等の受給資格を有するものは、次のいずれかに該当する者
- ア 町内に居住する者で、新たに漁業資格を取得し、漁業経営をしようとするもの
  - イ 町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等で、新たに漁業資格を取得しようとするもの
  - ウ 町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等で、新たに異なる漁業種類へ着手しようとするもの
  - エ 町内に定住する意欲のあるIターン者、Uターン者又はJターン者で、新たに漁業資格を取得して漁業経営をしようとするもの
  - オ 町内に居住する漁業後継者又は新規漁業者で、漁業従事を目的に漁業研修所等で漁業技術の研修を受講するもの

(2) 農林業担い手養成事業の奨励金等の受給資格を有する者は、次のいずれかに該当する者

- ア 町内に居住する者で、新たに農林業経営を行う見込みのあるもの
- イ 町内に居住し、既に農林業に従事している農林業後継者で、今後、農林業経営を行う見込みのあるもの
- ウ 町内に定住する意思のあるIターン者、Uターン者又はJターン者で、農林業経営を行う見込みがあるもの

2 前項の受給資格者が転出などの理由により、福島町に住所を有しなくなったときは、その時点で受給資格を取り消すものとする。

(奨励金等の額)

第5条 奨励金等の額は、次のとおりとする。

(1) 水産業担い手支援事業において、次のいずれかの額

- ア 漁業就労奨励金 30万円
- イ 漁業従事研修助成金 50万円
- ウ 住宅料支援金 月額4万円以内
- エ 漁業研修助成金 50万円を限度として、対象額の2分の1の額(ただし、公的収入のある場合は、その額を控除した額を対象額とする。)

(2) 農林業担い手養成事業において、次のいずれかの額

- ア 農林業養成支援金 月額20万円
- イ 住宅料支援金 月額4万円以内
- ウ 指導農家助成金 月額3万円
- エ 研修支援金 年額15万円(年3回分)

(交付申請)

第6条 奨励金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、奨励金等の受給資格が満たされてから1年以内に行わなければならない。
- 3 前条第1号の奨励金等の申請は、1人1回限りとする。
- 4 前条第2号の奨励金等の申請は、1年を単位として行うこととし、延長期間は最大3年を限度とする。

(奨励金等の交付)

第7条 町長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定の上、申請者に通知しなければならない。

2 町長は、必要に応じて、審査委員会を開催し、奨励金等の交付を受けようとする者の決定又は取消しを行うことができる。

3 前項の審査委員会の委員は、町長、副町長、教育長及び総務課長をもって構成する。

(奨励金等の交付の制限)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金等を交付しないものとする。

(1) 本町の町税、使用料等を滞納しているとき。

(2) 申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。

(3) 交付決定通知後に受給資格を喪失したとき。

(4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(奨励金等の返還)

第9条 町長は、奨励金の支給を受けたものが虚偽その他不正な方法により受け取ったと認めたときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(奨励金等の返還免除)

第10条 町長は、既に奨励金等を受け取ったものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した奨励金等の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害、疾病等やむを得ない理由により、漁業、農林業、就学又は研修等を継続することが困難となったとき。

(2) 交付を受けたものが死亡したとき

(3) その他町長がやむを得ないと認めたとき

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



## 議案第28号

### 福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例の制定について

福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

#### 福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合において、当該利用に係る料金の一部を助成することにより、重度心身障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる肢体不自由(下肢又は体幹)で1級、2級若しくは3級に該当する者、又は視覚障がい者で1級若しくは2級に該当する者、若しくは内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸に限る。)障がい者で1級に該当する者
- (2) 療育手帳(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)の交付を受けた者であって、当該手帳の障がいの程度の記載がAとなっている者

2 この条例において「タクシー」とは、函館ハイヤー事業協同組合加盟のタクシー又は福島町内に事務所を有する函館ハイヤー協会加盟のタクシーをいう。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、町内に住所を有する重度心身障がい者等とする。

(助成の申請等)

第4条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認定した者(以下「受給者」という。)に対し助成決定通知書を交付する。

(助成の額)

第5条 助成の額は、タクシーの利用1回につき、当該タクシーに係る運賃の基本料金を限度とする。ただし、一般用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け自動車交通局長通知）で定める身体障害者手帳及び療育手帳所持者に対するタクシー料金の1割引きサービスを実施している場合は、当該運賃の基本料金からその割引の額を差し引いた額とする。

（助成の方法）

第6条 助成は、受給者に対し重度心身障がい者等タクシー基本料金乗車券（以下「乗車券」という。）を交付して行うものとする。

2 乗車券の交付枚数は、規則に定めるところによる。

（受給資格の喪失）

第7条 受給者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月に受給資格を喪失する。

（1）死亡したとき。

（2）町内に住所を有しなくなったとき。

（乗車券の返還）

第8条 受給者が資格を喪失したときは、受給者又はその家族等は、未使用の乗車券を町長に返還しなければならない。

（交付者名簿の整備）

第9条 町長は、助成の状況を明らかにしておくため、福島町重度心身障がい者等タクシー基本料金乗車券交付者名簿を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

（規則への委任）

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第29号

福島町課設置条例の全部改正について

福島町課設置条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月14日

福島町長 村 田 駿

福島町課設置条例の全部を改正する条例

福島町課設置条例（平成17年福島町条例第2号）の全部を改正する。

（課の設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、福島町に次の課を置く。

総務課  
財務課  
住民生活課  
保健福祉課  
農林課  
水産商工課  
建設課

（事務分掌）

第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 総務課
- (1) 儀式及び表彰等に関する事項
  - (2) 議会に関する事項
  - (3) 公告式及び例規に関する事項
  - (4) 文書の管理に関する事項
  - (5) 行政組織に関する事項
  - (6) 行政改革の推進に関する事項
  - (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項
  - (8) 広報、公聴に関する事項
  - (9) 交通安全及び防犯に関する事項

- (10) 男女共同参画に関する事項
- (11) 公用車の管理に関する事項
- (12) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項
- (13) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項
- (14) 防災及び災害救助に関する事項
- (15) 市町村合併に関する事項
- (16) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項
- (17) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項
- (18) 地域情報化の推進に関する事項
- (19) 広域行政に関する事項
- (20) 土地利用の連絡調整に関する事項
- (21) 統計に関する事項
- (22) 電子計算機の管理に関する事項
- (23) 定住促進及び少子化対策の総合調整に関する事項
- (24) 他の所管に属しない事項

#### 財務課

- (1) 税の賦課及び徴収に関する事項
- (2) 固定資産の評価に関する事項
- (3) 予算、その他財務に関する事項

#### 住民生活課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項
- (2) 証明に関する事項
- (3) 旅券事務に関する事項
- (4) 社会保障に関する事項
- (5) 高齢者福祉事業に関する事項
- (6) 国民年金に関する事項
- (7) 環境衛生及び公害防止に関する事項
- (8) 浄化槽に関する事項

#### 保健福祉課

- (1) 高齢者等の安全・安心に関する事項
- (2) 保健衛生及び予防に関する事項
- (3) 健康づくり及び保健指導に関する事項
- (4) 医療対策に関する事項
- (5) 障害者福祉に関する事項
- (6) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関することを除く。)に関する事項
- (7) 後期高齢者医療に関する事項
- (8) 介護保険に関する事項

#### 農林課

- (1) 農林畜産業に関する事項
- (2) 林道・治山に関する事項
- (3) 農林施設の工事及び管理に関する事項

水産商工課

- (1) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項
- (2) 商工業及び労政に関する事項
- (3) 企業誘致に関する事項
- (4) 観光及び自然公園に関する事項

建設課

- (1) 公共土木施設の工事及び管理に関する事項
- (2) 公共土木施設の災害復旧に関する事項
- (3) 土木及び建築事業に関する事項
- (4) 道路行政に関する事項
- (5) 都市計画に関する事項
- (6) 町営・町有住宅に関する事項
- (7) 水道業務及び管理に関する事項
- (8) 下水道業務及び管理に関する事項

第3条 臨時又は特殊な事務については、前条の規定にかかわらず、町長においてその分掌課を定めることができる。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



議案第30号

福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について

福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例

福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例(平成11年条例第8号)の全部を改正する。

福島町子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、定住の促進と少子化防止対策に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「子ども」とは、満18歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日までの者をいう。ただし、中学校(特別支援学校の中等部の課程を含む。)を修了した者にあつては、高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項の学校をいう。以下同じ。)に在学していない者及び規則で定める者を除く。
- (2)「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3)「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - オ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4)「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療

を受けた場合に対象者が負担すべき額とする。ただし、付加給付その他の医療に関する法令等の規定により負担がある場合においては、当該負担額を控除した額とする。

(5)「標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(6)「付加給付」とは、被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、福島町の区域内に住所を有する世帯に属する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は除くものとする。

(1)生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

(3)重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年福島町条例第25号）の規定により医療費の助成を受ける者

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(受給期間)

第5条 受給期間は、受給資格要件を満たすことになった日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までとする。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の額)

第7条 助成の額は、受給者に係る医療費から標準負担額及び付加給付、他の法令等の給付があるときはその額を控除した額とする。

(助成の方法及び申請期間)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を保護者に支給することにより行うことができる。

3 助成申請の期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第9条 受給者は、住所、氏名その他町長が別に定める事項について変更があったとき、又は医療の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度内において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成額の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により、第7条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第12条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保にすることはできない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



議案第31号

福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例について

福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村田 駿

福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島町議会会議条例の一部改正)

第1条 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称、委員定数及びその他の所管) 第111条 (略) (2) 経済福祉常任委員会 6人 <u>町民課、産業課</u> 、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項	(常任委員会の名称、委員定数及びその他の所管) 第111条 (略) (2) 経済福祉常任委員会 6人 <u>住民生活課、保健福祉課、農林課、水産商工課</u> 、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項

(福島町地域農政総合対策推進協議会条例の一部改正)

第2条 福島町地域農政総合対策推進協議会条例(昭和52年福島町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>産業課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>農林課</u> において処理する。

(福島町林業振興協議会条例の一部改正)

第3条 福島町林業振興協議会条例(昭和61年福島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>産業課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>農林課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第32号

福島町総合開発審議会条例等の一部改正について

福島町総合開発審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村田 駿

福島町総合開発審議会条例等の一部を改正する条例

(福島町総合開発審議会条例の一部改正)

第1条 福島町総合開発審議会条例(昭和43年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>○福島町総合開発審議会条例</b></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、<b>福島町総合開発審議会</b>(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める者とする。 (所掌事項) 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の<b>総合開発計画</b>の策定、その他その実施に関し必要な調査審議を行い、又は意見を具申するものとする。 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<b>総合開発計画策定担当課</b>で処理する。</p>	<p><b>○福島町総合計画審議会条例</b></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、<b>福島町総合計画審議会</b>(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める者とする。 (所掌事項) 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の<b>総合計画</b>の策定、その他その実施に関し必要な調査審議を行い、又は意見を具申するものとする。 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<b>総合計画策定担当課</b>で処理する。</p>

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額等	職名	報酬額等
総合開発審議会委員	3,000	総合計画審議会委員	3,000
体育指導委員	23,400	スポーツ推進委員	23,400

附 則  
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第33号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部改正)  
別表を別紙のとおり改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の  
一部改正)

改正前	改正後
(略) 附 則 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 給料の切り替えに伴う経過措置は、次のとおりとする。 (1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年福島町条例第6号)の施行の日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に <u>100分の99.59</u> を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたとき	(略) 附 則 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 給料の切り替えに伴う経過措置は、次のとおりとする。 (1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年福島町条例第6号)の施行の日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に <u>100分の99.1</u> を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこ

<p>きはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	<p>れを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

別紙  
別表

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	号俸						
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	

31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200

68	226, 100	286, 200	333, 300	373, 000	390, 100	416, 900
69	226, 900	287, 200	334, 100	373, 500	390, 500	417, 400
70	227, 700	288, 000	334, 800	374, 200	391, 200	418, 100
71	228, 500	288, 800	335, 500	374, 900	391, 900	418, 800
72	229, 300	289, 600	336, 200	375, 600	392, 600	419, 500
73	230, 100	290, 400	336, 700	376, 100	392, 900	420, 000
74	230, 800	290, 900	337, 300	376, 800	393, 600	420, 700
75	231, 500	291, 400	337, 900	377, 500	394, 300	421, 400
76	232, 200	291, 900	338, 500	378, 200	395, 000	422, 100
77	233, 000	292, 000	338, 800	378, 600	395, 400	422, 600
78	233, 800	292, 400	339, 300	379, 200	396, 100	
79	234, 600	292, 600	339, 800	379, 800	396, 800	
80	235, 400	293, 000	340, 300	380, 400	397, 500	
81	236, 100	293, 200	340, 700	380, 900	398, 000	
82	236, 800	293, 500	341, 200	381, 500	398, 700	
83	237, 500	293, 900	341, 700	382, 100	399, 400	
84	238, 200	294, 200	342, 200	382, 700	400, 100	
85	239, 000	294, 500	342, 700	383, 300	400, 600	
86	239, 700	294, 800	343, 200	383, 900		
87	240, 400	295, 100	343, 700	384, 500		
88	241, 100	295, 500	344, 200	385, 100		
89	241, 900	295, 800	344, 600	385, 800		
90	242, 400	296, 200	345, 100	386, 400		
91	242, 900	296, 600	345, 600	387, 000		
92	243, 400	297, 000	346, 100	387, 600		
93	243, 700	297, 100	346, 300	388, 300		
94		297, 500	346, 800			
95		297, 900	347, 300			
96		298, 300	347, 800			
97		298, 500	347, 900			
98		298, 900	348, 400			
99		299, 300	348, 900			
100		299, 700	349, 400			
101		299, 900	349, 700			
102		300, 300	350, 100			
103		300, 700	350, 500			
104		301, 100	350, 900			

	105		301,300	351,400			
	106		301,600	351,800			
	107		302,200	352,200			
	108		302,400	352,600			
	109		302,600	353,100			
	110		303,000	353,500			
	111		303,400	353,900			
	112		303,700	354,200			
	113		303,800	354,700			
	114		304,200				
	115		304,600				
	116		305,000				
	117		305,200				
	118		305,500				
	119		305,800				
	120		306,100				
	121		306,500				
	122		306,800				
	123		307,100				
	124		307,400				
	125		307,800				
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

議案第34号

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第25号）の一部を別紙のように改正する。

改正前	改正後
<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによつて保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)であつて、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。)に該当する者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師に</p>	<p>重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによつて保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体障がい者」という。)であつて、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る。)に該当する者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師に</p>

改正前	改正後
<p>において重度の知的<b>障害</b>(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、視聴覚等の<b>障害</b>を有する者については、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする者)と判定又は診断された者</p> <p>(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神<b>障害者</b>」という。)であつて、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)</p> <p>(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</p> <p>(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</p> <p>(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身<b>障害者</b>及びひとり親家庭の母又は父と児童であつて、次の各号のいずれかに該当しない者に対し、当該重度心身<b>障害者</b>及びひとり親家庭の母又は父と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重</p>	<p>において重度の知的<b>障がい</b>(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、視聴覚等の<b>障がい</b>を有する者については、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする者)と判定又は診断された者</p> <p>(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神<b>障がい者</b>」という。)であつて、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)</p> <p>(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</p> <p>(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</p> <p>(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身<b>障がい者</b>及びひとり親家庭の母又は父と児童であつて、次の各号のいずれかに該当しない者に対し、当該重度心身<b>障がい者</b>及びひとり親家庭の母又は父と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身<b>障がい者</b>にあ</p>

改正前	改正後
<p>度心身<b>障害者</b>のうち精神<b>障害者</b>にあつては入院に係る者を除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型次号養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)</p> <p>(3) 重度心身<b>障害者</b>で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身<b>障害者</b>の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第887条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上の高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第6条第1項及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者。</p> <p>エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>つては入院に係る者を除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型次号養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者</p> <p>(3) 重度心身<b>障がい者</b>で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身<b>障がい者</b>の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第887条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上の高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第6条第1項及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者。</p> <p>エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。<u>ただし、18歳に達する日以後における最初の3月31日までの期間の者は、一部負担金は生じないものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第35号

第4次福島町総合開発計画の変更について

第4次福島町総合開発計画後期実施計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

1. 第4次福島町総合開発計画（平成23年ローリング改訂版）  
後期実施計画（H22～H26）



議案第36号

福島町まちづくり行財政推進プランの変更について

福島町まちづくり行財政推進プランを変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

1. 福島町まちづくり行財政推進プラン（平成23年度改訂版）  
〔計画期間：H22～H26〕



議案第 37 号

平成 23 年度福島町一般会計補正予算（第 8 号）

平成 23 年度福島町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,532,544 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 14 日提出

福島町長 村 田 駿

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		4,653	1,182	5,835
	1 地方特例交付金	4,653	1,182	5,835
9 地方交付税		1,783,279	6,203	1,789,482
	1 地方交付税	1,783,279	6,203	1,789,482
13 国庫支出金		215,584	3,552	219,136
	2 国庫補助金	99,410	3,045	102,455
	3 国庫委託金	1,768	507	2,275
14 道支出金		188,219	30	188,249
	2 道補助金	82,581	30	82,611
19 諸収入		57,819	112	57,931
	5 雑収入	33,100	112	33,212
歳入合計		3,521,465	11,079	3,532,544

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		51,165	70	51,235
	1 議 会 費	51,165	70	51,235
2 総 務 費		232,262	830	233,092
	1 総 務 管 理 費	127,035	810	127,845
	6 監 査 委 員 費	1,281	20	1,301
3 民 生 費		403,812	3,797	407,609
	1 社 会 福 祉 費	300,237	135	300,372
	2 児 童 福 祉 費	98,071	3,662	101,733
4 衛 生 費		377,342	1,948	379,290
	1 保 健 衛 生 費	111,052	1,984	113,036
	2 清 掃 費	266,290	△ 36	266,254
6 農 林 水 産 業 費		69,778	661	70,439
	1 農 業 費	7,291	189	7,480
	2 林 業 費	18,711	472	19,183
8 土 木 費		188,087	1,000	189,087
	5 住 宅 費	128,012	1,000	129,012
9 消 防 費		199,876	1,787	201,663
	1 消 防 費	199,876	1,787	201,663
10 教 育 費		467,521	691	468,212
	3 中 学 校 費	12,245	0	12,245
	6 保 健 体 育 費	377,435	691	378,126

12 諸 支 出 金		181,090	537	181,627
	2 特別会計繰出金	177,590	537	178,127
13 職 員 給 与 費		689,163	△ 242	688,921
	1 職 員 給 与 費	689,163	△ 242	688,921
歳 出 合 計		3,521,465	11,079	3,532,544

# 歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金	4,653	1,182	5,835
9 地方交付税	1,783,279	6,203	1,789,482
13 国庫支出金	215,584	3,552	219,136
14 道支出金	188,219	30	188,249
19 諸収入	57,819	112	57,931
計	3,521,465	11,079	3,532,544

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	51,165	70	51,235				70
2 総務費	232,262	830	233,092	△ 154			984
3 民生費	403,812	3,797	407,609	3,045		112	640
4 衛生費	377,342	1,948	379,290				1,948
6 農林水産業費	69,778	661	70,439	184			477
8 土木費	188,087	1,000	189,087				1,000
9 消防費	199,876	1,787	201,663				1,787
10 教育費	467,521	691	468,212	507			184
12 諸支出金	181,090	537	181,627				537
13 職員給与費	689,163	△ 242	688,921				△ 242
計	3,521,465	11,079	3,532,544	3,582		112	7,385

入 歳

2 歳 入

8 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	4,653	1,182	5,835	1 地方特例交付金	1,182	地方特例交付金 1,182
計	4,653	1,182	5,835			

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	1,783,279	6,203	1,789,482	1 地方交付税	6,203	普通交付税 6,203
計	1,783,279	6,203	1,789,482			

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 民生費国庫補助金	15,810	3,045	18,855	3 児童福祉費補助金	3,045	子育て支援対策事業費補助金 3,045
計	99,410	3,045	102,455			

13 款 国庫支出金

3 項 国庫委託金

3 教育費委託金	0	507	507	1 学校体育振興費委託金	507	学校体育振興費委託金 507
計	1,768	507	2,275			

8 款 地方特例交付金

9 款 地方交付税

13 款 国庫支出金

14款 道支出金  
2項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産業費補助金	7,747	30	7,777	4 地域づくり総合交付金	30	地域づくり推進事業補助金 30
計	82,581	30	82,611			

19款 諸収入  
5項 雑入

1 雑入	30,675	112	30,787	4 保険料負担金収入	112	随時事務員等社会保険料負担金収入 112
計	33,100	112	33,212			

歲 出

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 議会費	51,165	70	51,235				70	11 需用費	70	情報公開費 70 11 議会だより印刷製本費 70
計	51,165	70	51,235	0	0	0	70			

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

5 財産管理費	16,632	380	17,012	△154 道支出金			534	11 需用費	790	町有財産管理費 790 11 修繕費 790
								18 備品購入費	△410	車輛購入事業費 △410 18 車輛購入費 △410
7 企画費	11,064	189	11,253				189	11 需用費	189	若者の定住及び少子化対策検討プロジェクト事業費 189 11 印刷製本費 189
15 バス待合所 管理費	1,688	150	1,838				150	11 需用費	150	バス待合所管理費 150 11 修繕費 150

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
16 電子自治体 推進費	5,177	91	5,268				91	11 需用費	91	インターネット事業費 91 11 屋外無線アンテナ設置費 91
計	127,035	810	127,845	△154	0	0	964			

2款 総務費

6項 監査委員費

1 監査委員費	1,281	20	1,301				20	9 旅費	20	監査委員費 20 9 職員旅費 20
計	1,281	20	1,301	0	0	0	20			

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	149,303	135	149,438				135	11 需用費	135	障害者福祉事業費 135 11 印刷製本費 135
計	300,237	135	300,372	0	0	0	135			

3款 民生費

2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	147	3,045	3,192	3,045 国庫支出金				13 委託料	3,045	児童福祉総務費 3,045 13 子ども手当システム改修委託料 3,045
4 学童保育費	6,331	617	6,948			112 諸収入	505	4 共済費	258	学童保育費 617 4 社会保険料 258
								7 賃金	359	7 臨時指導員賃金 359
計	98,071	3,662	101,733	3,045	0	112	505			

4

4款 衛生費

1項 保健衛生費

5 医療対策費	6,430	1,984	8,414				1,984	11 需用費	199	医療対策費 1,984 11 印刷製本費 199
								13 委託料	1,785	13 福祉医療システム改修委託料 1,785
計	111,052	1,984	113,036	0	0	0	1,984			

4款 衛生費  
2項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 広域事務組合費	158,698	△36	158,662				△36	19 負担金・補助及び交付金	△36	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金（衛生部門）  △36
計	266,290	△36	266,254	0	0	0	△36			

6款 農林水産業費  
1項 農業費

3 農業振興費	5,112	189	5,301	154 道支出金			35	18 備品購入費	189	鳥獣被害対策費 18 電子防鳥機購入費  189
計	7,291	189	7,480	154	0	0	35			

6款 農林水産業費  
2項 林業費

4 熊等による被害対策費	1,519	472	1,991	30 道支出金			442	7 賃金	302	熊等による被害対策費 7 ハンター賃金 302
								8 報償費	170	8 ヒグマ等捕獲報償費 170
計	18,711	472	19,183	30	0	0	442			

8款 土木費  
5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 住宅管理費	7,648	1,000	8,648				1,000	11 需用費	1,000	町営住宅整備事業費 11 町営住宅小破修繕費	1,000 1,000
計	128,012	1,000	129,012	0	0	0	1,000				

9款 消防費  
1項 消防費

2 広域事務組合費	195,747	1,787	197,534				1,787	19 負担金・補助及び交付金	1,787	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)	1,787 1,787
計	199,876	1,787	201,663	0	0	0	1,787				

10款 教育費  
3項 中学校費

1 学校管理費	12,245	0	12,245	507 国庫支出金			△507			財源繰替えによる	
計	12,245	0	12,245	507	0	0	△507				

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費	346,455	691	347,146				691	11 需用費	274	学校給食センター費 640
								13 委託料	417	11 燃料費 Δ916 11 光熱水費 1,190 13 除排雪業務委託料 366 施設維持管理費 51 13 電気保安業務委託料 51
計	377,435	691	378,126	0	0	0	691			

67  
62

12款 諸支出金

2項 特別会計繰出金

1 繰出金	177,590	537	178,127				537	28 繰出金	537	繰出金 537
										28 国民健康保険特別会計繰出金 171
										28 介護保険特別会計繰出金 366
計	177,590	537	178,127	0	0	0	537			

13款 職員給与費

1項 職員給与費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 職員給与費	689,163	△242	688,921				△242	2 給料	△232	職員給与費 △242
								3 職員手当等	△10	2 一般職給 △232 3 管理職手当 △4 3 時間外勤務手当 △6
計	689,163	△242	688,921	0	0	0	△242			

57  
3

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分		給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当				計
補正後	長 等	3		21,000	7,749 3.70		351	108	29,208	12,648	41,856	
	議 員	11	21,464		7,361 3.70				28,825	16,748	45,573	
	その他の特別職		11,716						11,716		11,716	
	計	14	33,180	21,000	15,110		351	108	69,749	29,396	99,145	
補正前	長 等	3		21,000	7,749 3.85		351	108	29,208	12,648	41,856	
	議 員	11	21,464		7,361 3.70				28,825	16,748	45,573	
	その他の特別職		11,716						11,716		11,716	
	計	14	33,180	21,000	15,110		351	108	69,749	29,396	99,145	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	77		311,199	166,133	477,332	177,593	654,925	
補 正 前	77		311,431	166,143	477,574	177,593	655,167	
比 較			-232	-10	-242		-242	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後	11,334	76,003	39,514	7,241	4,490	5,642	17,316	40	1,001
	補正前	11,334	76,003	39,514	7,241	4,494	5,642	17,322	40	1,001	120
	比 較					-4		-6			

職員手当の内訳	区分	子ども手当	計								
		補正後	3,432	166,133							
	補正前	3,432	166,143								
	比 較		-10								

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -232	給与改定に伴う増減分	千円 -232	
職員手当	-10	給与改定に伴う増減分	-10 管理職手当 時間外勤務手当	-4 -6

備考 1 増減額の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第 38 号

平成 23 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,189 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 916,594 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 14 日提出

福島町長 村 田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		190,156	11,883	202,039
	2 国庫補助金	47,480	11,883	59,363
6 道支出金		49,371	135	49,506
	2 道補助金	40,603	135	40,738
8 繰入金		64,466	171	64,637
	1 他会計繰入金	64,466	171	64,637
歳入合計		904,405	12,189	916,594

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		7,699	306	8,005
	3 運 営 協 議 会 費	174	36	210
	4 特 別 対 策 事 業 費	3,346	270	3,616
2 保 険 給 付 費		644,124	0	644,124
	1 療 養 諸 費	557,521	0	557,521
9 諸 支 出 金		502	11,883	12,385
	3 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	120	11,883	12,003
歳 出 合 計		904,405	12,189	916,594



# 歲入歲出予算事項別明細書

# 歳入歳出予算補正事項別明細書

## 1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	190,156	11,883	202,039
6 道支出金	49,371	135	49,506
8 繰入金	64,466	171	64,637
計	904,405	12,189	916,594

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,699	306	8,005	135		171	
2 保険給付費	644,124	0	644,124	11,883			△ 11,883
9. 諸支出金	502	11,883	12,385				11,883
計	904,405	12,189	916,594	12,018		171	

入 歳

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整交付金	46,773	11,883	58,656	1 財政調整交付金	11,883	普通調整交付金 11,883
計	47,480	11,883	59,363			

6 款 道支出金

2 項 道補助金

1 道財政調整交付金	40,603	135	40,738	1 道財政調整交付金	135	普通調整交付金 135
計	40,603	135	40,738			

8 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	64,466	171	64,637	2 一般会計繰入金	171	人件費繰入金 36 事務費繰入金 135
計	64,466	171	64,637			

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

3 項 運営協議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 運営協議会費	174	36	210			36 繰入金		1 報酬	27	運営協議会費 36 1 国民健康保険運営協議会委員報酬 27 9 国民保護協議会委員費用弁償 9
計	174	36	210	0	0	36	0			

1 款 総務費

4 項 特別対策事業費

1 医療費適正化特別対策事業費	3,346	270	3,616	135 道支出金		135 繰入金		12 役務費	270	医療費適正化特別対策事業費 270 12 通信運搬費 270
計	3,346	270	3,616	135	0	135	0			

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	492,000	0	492,000	11,883 国庫支出金			△11,883			財源繰替えによる
---------------	---------	---	---------	-----------------	--	--	---------	--	--	----------

2款 保険給付費

1項 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
計	557,521	0	557,521	11,883	0	0	△11,883			

9款 諸支出金

3項 過年度過額納還付金

1 過年度過額納還付金	120	11,883	12,003				11,883	23 償還金・利子及び割引料	11,883	過年度過額納還付金	11,883
										23 国庫負担金過年度過額納還付金	10,755
										23 国庫補助金過年度過額納還付金	624
										23 道負担金過年度過額納還付金	504
計	120	11,883	12,003	0	0	0	11,883				

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	9	132						132		132
	計	9	132						132		132
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	9	105						105		105
	計	9	105						105		105
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職		27						27		27
	計		27						27		27

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2			400	400		400	
補 正 前	2			400	400		400	
比 較								

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後							400		
	補正前							400			
	比 較										

職員手当の内訳	区分	子ども手当								計
		補正後								
	補正前									400
	比 較									

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳 千円	説明	備考
給料				
職員手当				

備 考 1 増減額の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第 39 号

平成 23 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,991 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 483,911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 14 日提出

福島町長 村 田 駿

第1表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		56,232	467	56,699
	1 介 護 保 険 料	56,232	467	56,699
3 国 庫 支 出 金		123,010	883	123,893
	1 国 庫 負 担 金	77,797	600	78,397
	2 国 庫 補 助 金	45,213	283	45,496
4 支 払 基 金 交 付 金		132,645	900	133,545
	1 支 払 基 金 交 付 金	132,645	900	133,545
5 道 支 出 金		65,776	375	66,151
	1 道 負 担 金	63,749	375	64,124
7 繰 入 金		92,500	366	92,866
	1 一 般 会 計 繰 入 金	77,308	366	77,674
歳 入 合 計		480,920	2,991	483,911

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		435,534	3,000	438,534
	2 高額介護サービス等費	10,200	3,000	13,200
3 地域支援事業費		26,079	△ 9	26,070
	2 包括的支援事業費	18,862	△ 9	18,853
歳出合計		480,920	2,991	483,911



# 歲入歲出予算事項別明細書

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

### 1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	56,232	467	56,699
3 国 庫 支 出 金	123,010	883	123,893
4 支 払 基 金 交 付 金	132,645	900	133,545
5 道 支 出 金	65,776	375	66,151
7 繰 入 金	92,500	366	92,866
計	480,920	2,991	483,911

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	435,534	3,000	438,534	1,258		1,275	467
3. 地域支援事業費	26,079	△ 9	26,070			△ 9	
計	480,920	2,991	483,911	1,258		1,266	467

歲 入

## 2 歳 入

### 1 款 保険料

#### 1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	56,232	467	56,699	1 現年分保険料	467	現年分保険料 467
計	56,232	467	56,699			

### 3 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	77,797	600	78,397	1 現年度分	600	介護給付費負担金 600
計	77,797	600	78,397			

### 3 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 調整交付金	41,157	283	41,440	1 現年度分	283	現年度分調整交付金 283
計	45,213	283	45,496			

### 4 款 支払基金交付金

#### 1 項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	131,073	900	131,973	1 現年度分	900	介護給付費交付金 900
計	132,645	900	133,545			

## 5款 道支出金

## 1項 道負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	63,749	375	64,124	1 現年度分	375	介護給付費負担金 375
計	63,749	375	64,124			

## 7款 繰入金

## 1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	54,441	375	54,816	1 現年度分	375	介護給付費繰入金 375
3 その他繰入金	20,838	△9	20,829	1 事務費繰入金	△9	事務費繰入金 △9
計	77,308	366	77,674			

歲 出

3 歳 出

2 款 保険給付費

2 項 高額介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 高額介護サービス等費	10,200	3,000	13,200	1,258		1,275	467	19 負担金・補助及び交付金	3,000	高額介護サービス等費 3,000 19 高額介護サービス等給付費 3,000
				国庫支出金 883 道支出金 375		支払基金交付金 900 繰入金 375				
計	10,200	3,000	13,200	1,258	0	1,275	467			

3 款 地域支援事業費

2 項 包括的支援事業費

1 包括的支援事業費	18,862	△9	18,853			△9		2 給料	△8	包括的支援事業費 △9
						繰入金		3 職員手当等	△1	2 一般職給 △8 3 時間外勤務手当 △1
計	18,862	△9	18,853	0	0	△9	0			

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	給 与 費								共済費	合 計	備 考
	人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	職 員										
	その他の特別職	10	120						120		120
	計	10	120						120		120
補正前	長 等										
	職 員										
	その他の特別職	10	120						120		120
	計	10	120						120		120
比 較	長 等										
	職 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		8,820	3,767	12,587	5,037	17,624	
補 正 前	2		8,828	3,768	12,596	5,037	17,633	
比 較			-8	-1	-9		-9	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後		2,100	1,090	88			353		136
	補正前		2,100	1,090	88			354		136	
	比 較							-1			

職員手当の内訳	区分	子ども手当								計
		補正後								
	補正前									3,768
	比 較									-1

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -8	給与改定に伴う増減分	千円 -8	
職員手当	-1	給与改定に伴う増減分	-1 時間外勤務手当	-1

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第40号

平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成23年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 水道事業費用	85,971 千円	8 千円	85,979 千円
第1項 営業費用	79,382 千円	8 千円	79,390 千円

第3条 予算第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(1) 職員給与費 17,332千円を17,340千円とする。

平成23年12月14日提出

福島町長 村 田 駿

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画  
 収益的収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			85,971	8	85,979
	1. 営業費用		79,382	8	79,390
		2. 配水及び給水費	26,336	8	26,344

# 予 算 説 明 書

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	1. 水道事業費用	補正前の額	補正額	計	
項	1. 営業費用	79,382	8	79,390	
目	2. 配水及び給水費	26,336	8	26,344	

節		金額	説	明
区	分			
給	料	-5	一般職給	-5
手	当 等	13	住居手当	13

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 総括

(千円)

区 分	職員数		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考	
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計				
補正後	損益勘定支弁職員	2		7,808			5,062	12,870	4,470	17,340	
	資本勘定支弁職員										
	合 計	2		7,808			5,062	12,870	4,470	17,340	
補正前	損益勘定支弁職員	2		7,813			5,049	12,862	4,470	17,332	
	資本勘定支弁職員										
	合 計	2		7,813			5,049	12,862	4,470	17,332	
比 較	損益勘定支弁職員			-5			13	8		8	
	資本勘定支弁職員										
	合 計			-5			13	8		8	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後	822	2,000	1,039	234		160		313		
	補正前	822	2,000	1,039	234		147		313		
	比 較						13				

職員手当の内訳	区分	管理職員特 別勤務手当	子ども手当	計
	補正後		494	5,062
	補正前		494	5,049
	比 較			13

### (1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -5	給与改定に伴う増減分	千円 -5	
職員手当	13	その他の増減分	13 異動等によるもの 住居手当	13

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。